



令和2年 (2020年) 10月28日 (水)

No. 15283 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州各国の知的財産制度
-第12回- イタリア (下) (1)

欧州各国の知的財産制度

-第12回- イタリア (下)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、イタリアの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

2. 総論

イタリアでは、もともと民法などにおいて、商

標に関する規則が置かれていたが、1942年6月21日勅令第929号として商標法が制定された。その後、イタリア商標法は、1998年12月21日のEEC指令No.89/104を履行するために、1996年4月15日、改正法が施行された。この改正により、商標登録の存続期間が出願日から10年とされ、出願人が自ら業務を行っていることを求める要件が緩和された。また、2005年の改正において、もともとの多くの断片的な



特許業務法人 創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

代表所長弁理士 加賀谷 剛

副所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 吉田雅比呂
弁理士 破魔 沙織
弁理士 塩谷 享子
弁理士 小森 岳史
弁理士 名塚 聡
弁理士 山崎 隆*
弁理士 藤村 明彦

弁理士 松井 茂*
弁理士 渡辺 良幸
弁理士 宮尾 武孝*
弁理士 瀬川 浩一
弁理士 大澤 豊
弁理士 野崎 俊剛*
弁理士 徳川 和久*

弁理士 渡辺 暁*
弁理士 船本 康伸*
弁理士 鈴木 俊二
弁理士 阿相 順一
弁理士 高野 信司
弁理士 日置 康弘
弁理士 川口 康

弁理士 千木良 崇
弁理士 岡崎 浩史
弁理士 四野宮隆 紘
弁理士 堀 進*
弁理士 大橋 勇
弁理士 白形由美子*

*付記弁理士 (特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail:office@sato-pat.co.jp